

お詫びと訂正

● 広報ふそう2月号19ページの文化協会・女性の会クラブ会員募集で掲載した氏名に一部誤りがありました。お詫びして訂正します。

(誤) 柏森女性の会 観賞 鈴木 日出子

(正) 柏森女性の会 観賞 鈴木 日出子

● 広報ふそう3月号22ページの地区サロン(地区宅老)の参加者募集で掲載した開催日に一部誤りがありました。お詫びして訂正します。

◎ おぶち健康サロン 開催日

(誤) 第3木曜日

(正) 第3水曜日

多言語音声翻訳アプリを

導入しました

住民課 内線245
福祉児童課 内線227

住民課及び福祉児童課の窓口にてタブレット端末を設置し、外国人の手続きを支援するサービスを始めました。

このタブレット端末には、多言語音声翻訳アプリを導入しており、8か国の言語に対応しています。(英語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ブラジル・ポルトガル語)

役場内での手続きやその相談等で利用できますので、窓口の職員にお申し出ください。

※タブレットの貸し出しは行っておりません。

春の全国交通安全運動を

実施します

総務課 内線216

新年度を迎え、真新しいランドセルを背に元気な姿で登校する子どもや新社会人となった若者のフレッシュな姿を見かけられるようになります。しかし、この時期は同時に、不慣れた交通環境で通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配される時期でもあります。

また、気候もよくなり、行楽などで自動車を使ったり、高齢者が外出する機会が増えたりして、交通事故の危険性が高まります。さらに、歓送迎会や花見のシーズンでもあり、飲酒の機会も増えることから、飲酒運転による交通事故も懸念されます。

そこで、この時期に、町民の皆さん一人ひとりの交通安全意識を高め、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故を減らしていきましょう。

▼期間 4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間

▼重点実施項目

- 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進

改正民法施行後の

新成人を祝う会について

生涯学習課 ☎(93) 5200

令和4年4月から改正民法の施行に伴い、成人年齢が二十歳から十八歳に引き下げられます。

扶桑町では、成人を祝う式典として、「新成人を祝う会」を開催しています。十八歳を迎える時期は、大学受験や就職準備を控えている方が多く、式典への参加が困難になると考えられるため、改正民法施行後においても、現行どおり、二十歳を対象とした式典を予定しています。

なお、式典の名称や内容については、今後検討していきます。

令和2年度 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

税務課 内線265

令和2年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

- ▼縦覧できる方
 - ①土地価格等縦覧帳簿
 - 扶桑町内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
 - ②家屋価格等縦覧帳簿
 - 扶桑町内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者

▼縦覧期間 4月1日(水)～4月30日(木) 午前8時30分～午後5時15分

※ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。

▼縦覧場所 税務課

なお、縦覧される方は、固定資産税の納税者であると確認できるもの(運転免許証などの本人確認書類)を、代理人の場合は委任状も併せてご持参ください。

※縦覧帳簿のコピーは、お渡しできません。

令和2年度の

児童扶養手当額について

福祉児童課 内線227

令和2年度の児童扶養手当額については、令和元年全国消費者物価指数を元に左表のとおり改定されました。

▼令和2年度の児童扶養手当額(月額)

		【現行】平成31年4月～	【改定後】令和2年4月～
本体額	全部支給	42,910円	43,160円(+250円)
	一部支給	42,900円～10,120円	43,150円～10,180円(+250円～+60円)
第2子加算額	全部支給	10,140円	10,190円(+50円)
	一部支給	10,130円～5,070円	10,180円～5,100円(+50円～+30円)
第3子以降加算額	全部支給	6,080円	6,110円(+30円)
	一部支給	6,070円～3,040円	6,100円～3,060円(+30円～+20円)